

第3編 中継ポンプ場・浄水管理センターに関する業務 特記仕様書

目 次

第180条	(運転管理業務)	1
第181条	(日常・巡視点検)	1
第182条	(保守点検業務)	2
第183条	(環境整備業務)	2
第184条	(水質分析業務)	3
第185条	(汚泥等管理業務)	3
第186条	(その他：見学者の対応業務)	4
第187条	(その他：設備管理台帳管理業務)	4
第188条	(その他：関連業務)	4

第180条 （運転管理業務）

要求水準書6.2.1に規定する運転管理業務として、熱海市浄水管理センター、伊豆山浜中継ポンプ場、南熱海中継ポンプ場、南熱海幹線中継施設、南熱海幹線管路トンネル、熱海市泉地区採水5箇所（以下、本編では「浄水管理センター」という）の設備機器の運転、設備機器の監視及び記録、水質測定及び脱水機運転時の汚泥測定及び記録、その他契約業務上必要な諸作業を行うものとする。運転監視業務の対象設備の詳細は要求水準書別紙7「3. 主要設備一覧表」のとおりとする。

- 2 運転管理は中央監視室及び両中継ポンプ場にて運転制御を行い、機器運転状態、水量、水質を常時監視し適切な操作、設定、調節を行うものとする。
ただし、他の方法を採用することで運転操作監視業務が十分に行えることを発注者が認め、承認した場合に限り、他の方法による体制を採用することができるものとする。
- 3 受託者は次表に掲げる資料を作成し、提出するものとする。

資料名	資料作成内容
日報記録	1. 水質、水量、電気計測値を所定時毎に積算、演算し記録する。 2. 主要機器動作記録、故障記録 3. 日集計記録
月報記録	1. 当月1日からの累計値を毎日最終時に日合計値とともに記録する。 2. 月集計記録。
報告書類 技術資料	1. 日報、月報、年報の記録データをまとめる。 ①水質の変化の状況 ②水質と水量との相関 ③流入汚水量の状況 ④電力、薬品の使用量等必要とするデータを資料化する。

第181条 （日常・巡視点検）

要求水準書6.2.2に規定する日常・巡視点検は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

- (1) 日常・巡視点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は、人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること、
- (2) 点検内容については、自らの経験及び知識により定めた点検基準、点検要領に基づいて行うこと。

第182条 （保守点検業務）

要求水準書6.2.2に規定する保守点検として、浄水管理センター等の各施設に設置された設備機器の日常、定期点検及び調整・交換、測定等の業務、法定点検の実施、浄水管理センター等施設に設置された設備機器の補修及び補修塗装、これらの結果の記録及び報告書作成と提出を行うものとする。保守点検の機器・装置の詳細は、**要求水準書別紙7「3. 主要設備一覧表」**に示すとおりとし、設備、装置及び機器等の性能・機能等が保持されるよう点検するものとする。

- 2 **要求水準書別紙9「機器の点検項目」**に示す機器の点検項目を参照するとともに、設備機器の重要度、故障発生頻度及び設置環境等を考慮し、自らの経験及び知識により点検要領、点検基準を定めるものとする。
- 3 保守点検の実施は、以下のとおりとすること。
 - (1) 点検は、一定の周期を定め計画的に行い、施設保全の主体をなすことができるようにすること。
 - (2) 設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定等を行うこと。
 - (3) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。
 - (4) 資格を要する点検等では有資格者を配置して行うこと。
 - (5) 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

第183条 （環境整備業務）

要求水準書6.2.2に規定する環境整備業務は、清掃業務、樹木等管理業務、臭気測定業務、浄水管理センター等で発生した一般廃棄物の処分、これらの記録及び報告書作成とする。

- (1) 清掃業務、樹木等管理業務の対象範囲及び頻度等は、**特記仕様書別紙2「清掃業務」**及び**別紙6「樹木等管理業務」**に示すとおりとする。
- (2) 臭気測定業務は、熱海市浄水管理センター、伊豆山浜中継ポンプ場、南熱海中継ポンプ場及び南熱海幹線中継施設の活性炭吸着塔入口、出口、及び南熱海幹線中継施設の換気扇排気口の硫化水素濃度測定とする。ただし、対象施設の周辺住民により異臭による苦情があった場合は、施設内外の臭気測定を行うものとする。
- (3) 環境整備の実施については、以下のとおりとする。
 - ① 清掃は場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。

- ② 受託者は、発注者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。
- ③ 清掃器具等の使用で発注者の備品、物品等に損傷を与えないこと。
- (4) 屋外清掃作業は、原則月1回行うこととし、その他は受託者が自ら定めた計画に基づいて行うこと。また、必要があれば受託者の判断により、都度行なうものとする。
 - ① 建物周辺の清掃、除草
 - ② 通路の清掃
 - ③ 花壇、植木等の手入れ、散水
 - ④ 薬剤（殺虫剤等）散布
 - ⑤ 降雪時の除雪

第184条 （水質分析業務）

要求水準書6.2.5に規定する水質分析業務として、浄水管理センター等の管理運転上必要となる日常及び定期的な水質分析、汚泥分析、異常時における水質分析、分析結果の記録及び報告書作成を行うものとする。なお、採水場所については、別途協議して定めるものとする。

- (1) MLSS、DO 等の水質測定、ケーキ含水率等は運転業務に含むものとし、水質分析としては取り扱わないものとする。
 - (2) 分析項目、分析頻度等は、**要求水準書別紙8「水質分析項目及び頻度」**に示すとおりとする。
 - (3) 分析の実施は、以下のとおりとする。
 - ① 分析方法は、下水道法、水質汚濁防止法等の関係法令や下水試験方法、JIS規格等に基づいて行うこと。
 - ② 定期的な水質試験、及び汚泥試験は、定期に定めた場所より採水して行うこと。
 - ③ 水質分析に使用する薬品等については、在庫及び管理を適切に行うこと。
- 2 水質管理は常に水質を監視して、処理機能を良好に発揮させることにより、放流水質を基準値以下にするものとする。
- 水質測定、計測器の管理、採水、水質分析については、**要求水準書別紙8「水質分析項目及び頻度」**によるものとする。

第185条 （汚泥等管理業務）

要求水準書6.2.5に規定する汚泥等管理業務として、浄水管理センター等の運転管理において発生した脱水汚泥・沈砂・し渣の処分について、法令に基づ

き適正に処分を行うものとする。

浄水管理センター等の運転管理上で発生した廃棄物と、受託者の受託業務で発生した廃棄物は区別して管理し、排出者として適正に処分すること。

- 2 汚泥搬出は、原則として計画書に基づき行うものとする。
- 3 汚泥搬出計画は、あらかじめ監督員と協議して立案し、承諾を得るものとする。
- 4 汚泥搬出計画は、年次の搬出量・回数の計画のほか、週次において搬出日・搬出台数（量）を計画する。
- 5 汚泥搬出計画を変更する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。
- 6 脱水汚泥の搬出時、作業箇所付近の硫化水素濃度を測定し、作業環境下の安全対策を行うこと。

第186条 （その他：見学者の対応業務）

見学者への対応業務として、発注者の要請による施設見学者への案内、説明、見学者数に応じ、安全確保に要する適切な従事者の配置、見学通路の安全の確保、危険個所の立ち入り禁止区域の表示、施錠の監理等による事故の防止を行うものとする。

第187条 （その他：設備管理台帳管理業務）

設備台帳の管理は実績に基づき、機器の故障、補修等の記録を行い、発注者の指定する設備管理台帳への登録データを整備し、発注者に提出するものとする。

第188条 （その他：関連業務）

その他関連業務の詳細については、下表に記載のとおりとする。

場所	業務名	参照別紙
熱海市浄水管理センター	(1) 放流水等化学的分析業務	特記仕様書 別紙 1
	(2) 清掃業務	特記仕様書 別紙 2
	(3) 電気工作物保安管理点検業務	特記仕様書 別紙 3
	(4) 空調設備定期点検業務	特記仕様書 別紙 4
	(5) 消防設備定期点検業務	特記仕様書 別紙 5
	(6) 樹木等管理業務	特記仕様書 別紙 6
	(7) 汚水ポンプ保守点検業務	特記仕様書 別紙 7
	(8) 電話設備定期点検業務	特記仕様書 別紙 8
	(9) 電気設備精密点検業務	特記仕様書 別紙 9
	(10) ホイストクレーン定期点検業務	特記仕様書 別紙 10

	(11) 計装監視設備点検業務	特記仕様書 別紙 11
	(12) 活性炭交換業務（水処理）	特記仕様書 別紙 12
	(13) 活性炭交換業務（汚泥処理）	特記仕様書 別紙 13
	(14) 圧力容器日常点検業務	特記仕様書 別紙 14
	(15) マンホールポンプ等仮設機材の試運転業務	特記仕様書 別紙 15
	(16) 空調設備日常点検業務	特記仕様書 別紙 16
伊豆山浜 中継ポンプ場	(17) 電気工作物保安管理点検業務	特記仕様書 別紙 18
	(18) 消防設備定期点検業務	特記仕様書 別紙 5
	(19) 汚水ポンプ保守点検業務	特記仕様書 別紙 17
	(20) 電気設備精密点検業務	特記仕様書 別紙 21
	(21) 活性炭交換業務	特記仕様書 別紙 19
	(22) 樹木等管理業務	特記仕様書 別紙 6
南熱海 中継ポンプ場	(23) 電気工作物保安管理点検業務	特記仕様書 別紙 18
	(24) 消防設備定期点検業務	特記仕様書 別紙 5
	(25) 汚水ポンプ保守点検業務	特記仕様書 別紙 20
	(26) 電気設備精密点検業務	特記仕様書 別紙 21
	(27) 活性炭交換業務	特記仕様書 別紙 19
	(28) 樹木等管理業務	特記仕様書 別紙 6
	(29) ホイストクレーン定期点検業務	特記仕様書 別紙 10
南熱海幹線 中継施設	(30) 活性炭交換業務	特記仕様書 別紙 19
	(31) 樹木等管理業務	特記仕様書 別紙 6
共通	(32) スクリーンかす（し渣）処理業務	特記仕様書 別紙 22